

# 平成24年3月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

## 1 条例関係（18件）

### （1）亀山市の私債権の管理に関する条例の制定について

市の財政状況を取り巻く環境が厳しさを増す中、未収債権に対する取組について、より一層の強化が求められています。このことから、市の私債権について、その適正な管理に必要な手続や基準を明確にするため、本条例を制定するものです。

制定内容は、次のとおりです。

#### （ア）目的及び定義＜第1条・第2条関係＞

条例の目的と、条例における用語の意義について定めます。

#### （イ）法令等との関係＜第3条関係＞

市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令又は他の条例若しくは規則に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによるものとします。

#### （ウ）市長の責務＜第4条関係＞

市長は、法令又は条例若しくは規則の定めに従い、適

切かつ効率的な市の私債権の保全、取立て等に努めなければならないこととします。

(エ) 台帳の整備<第5条関係>

市長は、市の私債権を適正に管理するため、台帳を整備しなければならないこととします。

(オ) 督促、強制執行等<第6条関係>

市の私債権について、地方自治法施行令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないこととします。

(カ) 徴収停止、履行期限の特約等<第7条関係>

市の私債権について、地方自治法施行令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該市の私債権に係る債務の免除をすることができることとします。

(キ) 放棄<第8条関係>

市の私債権について、事実上徴収が不可能である場合においては、当該市の私債権等を放棄することができることとし、放棄したときは、議会に報告しなければならないこととします。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

## (2) 亀山市行政組織条例の一部改正について

現在、「開発指導に関する事項」については、環境・産業部が事務を所管していますが、この事務は、都市計画法に基づく開発行為に関するものであることから、建設部所管の事務と密接に関連しています。

このことから、事務の所管部を一元化し迅速かつ円滑な事務を実施することにより、市民サービスの向上を図るため、「開発指導に関する事項」を建設部の分掌する事務とする改正を行うものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

## (3) 亀山市情報公開条例の一部改正について

本条例は、平成17年1月に制定され、平成20年12月の一部改正を経て現在にいたっています。

この間、平成22年4月には亀山市まちづくり基本条例が施行され、まちづくりの基本原則の一つとして情報共有の原則が定められました。情報の共有は、市民との信頼関係を構築するために欠かせないものです。また、開かれた市政をより一層進め、行政の透明性を確保するためには、情報公開制度の拡充が求められるところです。

このことから、条例の目的に市民の知る権利を保障する

ことを明記するとともに、公開請求権者の範囲を拡大し、何人も、公文書の公開の請求をすることができることとするなど、情報公開制度の拡充を図るため、本条例について所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

#### (4) 亀山市水防協議会条例の一部改正について

「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成23年法律第124号)により、水防法が一部改正されたことに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、公布の日とします。

#### (5) 亀山市職員定数条例の一部改正について

平成24年4月1日から消防本部の組織に指揮支援隊及び北東分署建設準備室の新設を計画しています。さらに、平成27年度には新たに北東分署を開署する計画であることから、職員を増員する必要があります。

また、消防機関においては、職員の定年退職に伴う職員の補充を先行採用により対応しています。

これらのことに対応した計画的な採用を行うため、消防

機関の職員の定数を73人から、83人に改めます。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

#### (6) 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

#### (7) 亀山市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

長引く景気の低迷等により、市を取り巻く経済情勢が厳しさを増す中、平成23年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長及び副市長の給料の額及び期末手当は、100分の5を減額したところです。

一方、退職手当は減額の規定を設けていませんが、市長

については、厳しさを増す財政状況及び他市における市長の退職手当の支給状況等を総合的に勘案し、退職手当を減額することとするため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、平成24年4月1日から平成25年2月5日までの間に支給する市長の退職手当の額は、算定した額からその100分の10に相当する額を減じた額とするものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

## (8) 亀山市税条例の一部改正について

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律」（平成23年法律第115号）及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第118号）が平成23年12月2日に、「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第120号）が同月14日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 県たばこ税の一部が市たばこ税に移譲されることから、市たばこ税の税率を改めます。

(イ) 退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止します。

(ウ) 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例規定について、地方税法及び同法施行令の改正に伴い、条文を整備します。

(エ) 東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、緊急に実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保する趣旨で法整備が行われたことに伴い、平成26年度から平成35年度までの間の個人市民税の均等割の税率を引き上げます。

なお、施行日は、公布の日とします。ただし、(イ)については平成25年1月1日とし、(ア)については平成25年4月1日とします。

## (9) 亀山市手数料条例の一部改正について

平成24年7月9日を施行日として、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改

正する等の法律」(平成21年法律第79号)により外国人登録法が廃止され、あわせて、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号)に伴う住民基本台帳法施行令の一部改正が行われます。

また、平成23年12月21日に公布された「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」(平成23年政令第405号)により地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われ、平成24年4月1日から施行されます。

これらのことから、市が手数料を徴収する事務を定める本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 外国人登録法の廃止に伴い、外国人登録原票に登録した事項の証明等に関する事務が無くなることから、外国人登録に関する証明書交付手数料を削る等の改正を行います。

(イ) 住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民基本台帳カード再交付手数料の規定で引用している同政令の条項の整理を行います。

(ウ) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令において、浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の



申請に対する審査について、手数料が設けられることから、当該手数料を新たに規定します。

なお、施行日は、(ウ)については平成24年4月1日とし、(ア)及び(イ)については平成24年7月9日とします。

#### (10) 亀山市立公民館条例の一部改正について

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)による社会教育法の一部改正により、平成24年4月1日から、同法で定められていた公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が削除され、市の条例において定めることとされることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、亀山市立中央公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者と定めるものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

### (1 1) 亀山市学童保育所条例の一部改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)による児童福祉法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

### (1 2) 亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第44号)により、平成23年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の課税限度額を政令で定める課税限度額に改正するものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

### (13) 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

平成24年7月9日を施行日として、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）により外国人登録法が廃止され、あわせて、「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成21年法律第77号）により、日本に滞在する外国人のうち中長期在留者、特別永住者等「外国人住民」については住民基本台帳法の適用対象となります。

このことに伴い、住民の印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定める本条例について、印鑑の登録を受けることができる者は住民基本台帳に記録されている者とし、また登録時の本人確認文書から外国人登録証明書を削るなど、所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成24年7月9日とします。

### (14) 亀山市公共下水道条例の一部改正について

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する

る特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)により、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、公共下水道の排水設備指定工事店の指定の申請における個人の場合の添付書類から、外国人登録原票記載事項証明書を削るものです。

なお、施行日は、平成24年7月9日とします。

#### (15) 亀山市営住宅条例の一部改正について

平成23年5月2日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)による公営住宅法の一部改正により、市営住宅の入居者資格について規定の整備を図る必要があります。

また、老朽化した市営住宅の用途を廃止するとともに、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、次のとおりです。

(ア) 同居親族に関する要件の削除に伴い、入居申込者の現状及び市営住宅の戸数の状況等を考慮し、当分の間は、これまでと同様に同居の親族があることを入居者の資格とします。ただし、入居者が高齢者、障がい者、生活保護を受けている者等である場合は、単身入居ができることとします。

(イ) 入居収入基準について、法改正により条例で定めることとされるため、入居収入基準を条例で定めるまでの経過措置として読替規定を設けます。

(ウ) 老朽化した市営住宅の用途を廃止するため、和田住宅及び若草住宅の戸数を改めます。

(エ) 借上げによる市営住宅として、井田川駅前住宅を新たに設置します。

なお、施行日は、(ウ) 及び (エ) については公布の日とし、(ア) 及び (イ) については平成24年4月1日とします。

## (16) 亀山市火災予防条例の一部改正について

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」(平成23年政令第405号)により、平成24年7月1日から消防法に定める危険物に炭酸ナトリウム過酸化

水素付加物が追加されることに伴い、その貯蔵及び取扱場所に係る基準の経過措置を定めるなど、本条例について所要の改正を行うものです。

なお、施行日は、平成24年7月1日とします。

### (17) 亀山市消防団条例の一部改正について

消防団は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

このことから、消防団員の処遇改善を図るため、本条例について所要の改正を行うものです。

改正内容は、消防団員のうち団員の階級の者の報酬年額を、36,000円から36,500円に改定するものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

### (18) 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法

律」(平成22年法律第71号)による障害者自立支援法の改正規定の一部が平成24年4月1日に施行されることに伴い、本条例で引用している同法の条項の整理を行うものです。

なお、施行日は、平成24年4月1日とします。

## 2 補正予算関係（6件）

- (1) 平成23年度亀山市一般会計補正予算（第5号）について
- (2) 平成23年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- (3) 平成23年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について
- (4) 平成23年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- (5) 平成23年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- (6) 平成23年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。  
各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。



### 3 新年度予算関係（9件）

- (1) 平成24年度亀山市一般会計予算について
- (2) 平成24年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算について
- (3) 平成24年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- (4) 平成24年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算について
- (5) 平成24年度亀山市公共下水道事業特別会計予算について
- (6) 平成24年度亀山市水道事業会計予算について
- (7) 平成24年度亀山市工業用水道事業会計予算について
- (8) 平成24年度亀山市病院事業会計予算について
- (9) 平成24年度亀山市国民宿舎事業会計予算について

以上、各会計の平成24年度当初予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

#### 4 その他（4件）

(1) 三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について  
一部事務組合である三重県自治会館組合の共同処理する事務に「常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務」及び「消防救急無線設備の整備及び管理に関する事務」を追加すること並びに組合の名称を「三重県市町総合事務組合」に改めるなど三重県自治会館組合規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

#### (2) 市道路線の認定について

地元要望による新規路線である阿野田38号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、当該道路の位置図は、別紙のとおりです。

#### (3) 亀山市基本構想の変更について

第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定に当たり、当該基本計画と亀山市基本構想との整合を図るため、基本構想の変更について、亀山市議会基本条例第11条第1号の

規定により議会の議決を求めるものです。

#### (4) 亀山市基本構想に基づく基本計画の策定について

亀山市基本構想の具現化を図っていくため、施策の方向等を位置付ける第1次亀山市総合計画後期基本計画の策定について、亀山市議会基本条例第11条第2号の規定により議会の議決を求めるものです。

## 5 報告関係（1件）

### （1）専決処分の報告について

市内関町木崎地内において発生した庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて、平成24年1月30日に地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

## 6 提出予定議案

### (1) 人事案件（2件）

(ア) 教育委員会委員の任命について

(イ) 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

## 平成24年3月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

### ◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第5号)	20,382,564	△ 527,961	19,854,603
国民健康保険事業 特 別 会 計 (第2号)	4,261,633	15,139	4,276,772
後期高齢者医療 事業特別会計 (第2号)	751,441	△ 513	750,928
農業集落排水事業 特 別 会 計 (第3号)	857,356	△ 18,552	838,804
公共下水道事業 特 別 会 計 (第2号)	1,631,311	△ 15,989	1,615,322
水道事業会計 (第3号)	1,789,361	△ 148,234	1,641,127

### ◆主な補正内容

#### ○一般会計(第5号)

##### 歳 入

(千円)

国庫支出金	社会資本整備総合交付金	41,974
	現年発生補助災害復旧事業費負担金(土木)	△12,413
繰入金	財政調整基金繰入金	△276,000
市債	野村布気線整備事業債	△286,000
	現年発生補助災害復旧事業債(農林)	△8,300
	現年発生補助災害復旧事業債(土木)	△6,600

##### 歳 出

人件費(共済費)		22,396
民生費	国民健康保険事業繰出金	134,051
衛生費	ストックヤード整備事業	△10,050
土木費	野村布気線整備事業	△301,020
	公共下水道事業繰出金	△22,929
教育費	井田川小学校教室増設事業	△12,422
諸支出金	庁舎建設基金積立事業	45,195
災害復旧費	補助災害復旧事業	△27,539
	単独災害復旧事業	△7,000

#### ○国民健康保険事業特別会計(第2号)

国民健康保険税		△37,052
療養給付費等負担金(国庫負担金)		△65,585
一般会計繰入金		134,051
療養給付費		41,095

#### ○後期高齢者医療事業特別会計(第2号)

保険料還付金		△500
--------	--	------

#### ○農業集落排水事業特別会計(第3号)

昼生地区整備事業		△18,280
----------	--	---------

#### ○公共下水道事業特別会計(第2号)

建設改良費		△23,715
-------	--	---------

#### ○水道事業会計(第3号)

建設改良費		△148,750
-------	--	----------

# 位置図



阿野田38号線 (認定)



縮尺 1 : 7500